

令和3年7月16日

内閣府特命担当大臣
(少子化対策、地方創生) 坂本 哲志 様
文部科学大臣 萩生田 光一 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様

大阪市長 松井 一郎

保育所等における居室面積特例措置の継続要望について

平素は大阪市保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

保育所等の待機児童対策については、国において、昨年末に「新子育て安心プラン」を発表されるなど、引き続き取組の強化を図ることとされております。

本市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ、国有地や都市公園の活用など、国から示された施策メニューを積極的に活用するとともに、保育所用地を提供された土地オーナーに対する固定資産税等相当額10年分の助成など、本市独自の取組も合わせ精力的に保育所整備を進め、平成29年度から令和2年度までの4年間で約9,500人分の入所枠を確保し、国の調査要領に基づく保育所等利用待機児童数は、平成29年4月には325人であったものが令和3年4月には14人まで大幅に減少しております。

本市全体の就学前児童数は年々減少しておりますが、都心部では子育て世帯の転入等により引き続き保育ニーズが増加しており、保育所用地等の確保が難しいことから整備が進まない状況が発生しています。また、それ以外の地域でもマンション等の建設などによる保育ニーズの地域偏在も多く見受けられ、利用保留児童数が毎年2,000人を超える本市の厳しい状況にあつて、今後、効果的・効率的な待機児童対策の推進が大きな課題となっております。

国の居室面積基準にかかる特例措置は、そういった本市の地域ごとの保育ニーズに的確に対応できる制度となっており、その運用にあたっては、児童の安全・安心な保育環境が確保できることを十分確認したうえで、必要となる場合に限り、措置を適用するよう努めてきましたことから、大きな問題もなく、長期にわたり有効に機能をしております。

大阪市では、サービス業が多い産業構造にあつて、女性の就業率が今後も上昇すると見込んでおり、現在は新型コロナウイルスの影響により新規利用者が減少していますが、一時的なものと考えられ、今後保育ニーズは一層増加し、高い水準で推移すると考えております。

本市では、令和3年4月時点で760人超の児童がこの特例措置の適用により入所しており、特例措置が廃止された場合には、入所枠の見直しに伴って待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生します。

また、特例措置適用要件の待機児童数が 1,000 人を超える状況の中で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために、新規入所を直ちに抑制する必要があることから、これまで待機児童がなかった地域においても待機児童が発生します。

これらの状況をふまえ、待機児童の解消を達成するためには、そういった地域ごとの保育ニーズの実情に沿ったきめ細やかな対応が必要であり、保育所整備が難しい場合にも柔軟な対応が可能となるこの特例措置の活用が不可欠であると考えています。ついては、この特例措置にかかる期限を廃止していただき、自治体が国の示す措置要件を満たす限りにおいて、特例措置が継続できるようお願いするところです。

本市としましても、引き続き待機児童対策について最優先に取り組むとともに、特例措置の適用にあたっては、これまで同様、保育の質の確保を図ってまいりますので、何卒事情をご賢察のうえ、ご配慮を賜りますようお願いいたします。